9. 資　　料

(1) 現 行 料 金

ア 水道料金(令和元年10月1日適用)

基本料金　(1か月につき)　　(単位：円)

口径	13㎜	20㎜	25㎜	30㎜	40㎜	50㎜	75㎜	100㎜	150㎜	200㎜
料金	580	1,250	1,900	2,800	5,300	11,200	24,600	48,000	130,000	260,000

従量料金　(1か月につき)

種別及び用途 / 区分	料金 (1㎥につき)			
	専用栓			共用栓
	一般用		公衆浴場用	
	給水管の口径 25㎜以下	給水管の口径 30㎜以上		
1 ～ 10 ㎥	80 円	205 円	125 円	80 円
11 ～ 20 ㎥	185 円			
21 ～ 50 ㎥	205 円			
51 ～ 100 ㎥	240 円	240 円		
101 ～ 200 ㎥	275 円	275 円		
201㎥以上	310 円	310 円	185 円	

(注)料金は，基本料金と従量料金の合計額に110／100を乗じて得た額である。

消火栓料金　(私設)

消火演習 1回 10分毎	1,300 円

(注)消火栓料金は，上記金額に110／100を乗じて得た額である。

イ 水道加入金(令和元年10月1日適用)

口径	金額	口径	金額
13㎜	98,000 円	50㎜	2,420,000 円
20㎜	183,000 円	75㎜	6,500,000 円
25㎜	455,000 円	100㎜	13,300,000 円
30㎜	700,000 円	150㎜	38,000,000 円
40㎜	1,410,000 円	200㎜	管理者が別に定める額

(注)水道加入金の額は，上記の金額に110／100を乗じて得た額である。

ウ 開発負担金(令和元年10月1日適用)

区分	建築物に係る開発負担金	宅地に係る開発負担金
基準	計画一日最大給水量5㎥以上	造成面積 3,000㎡以上
金額	計画一日最大給水量 1㎥当たり 100,000 円	造成面積 1㎡当たり 410 円

(注)開発負担金の額は，上記の金額に110／100を乗じて得た額である。

（2） 水 道 料 金 変 遷 表

〔給水料金〕

種別及び用途＼適用年月			昭和21年4月		昭和21年11月		昭和23年6月		昭和23年10月		昭和24年3月	
			水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
			m³	円	m³	円	m³	円	m³	円	m³	円
専用栓	一般用	基本	10	1.8	10	8	10	20	10	40	10	50
		超過	1	0.15	1	1	100まで 101以上	3 3.5	1	5	1	7
	団体用	基本	10	8	10	8						
		超過	1	0.15	1	1						
	工場用	基本										
		超過										
	浴場用	基本	100	11	100	60	50	90	100	350	100	350
		超過	1	0.1	1	0.3	100まで 101以上	3 3.5	1	3.5	1	4
	プール用	基本	1,000	90	1,000	300	500	450	500	500	500	2,000
		超過	1	0.1	1	0.3	100まで 101以上	5 3.5	1	3.5	1	4.5
	特別用	基本	10	6	10	40	10	90	10	90	10	90
		超過	1	0.6	1	4	100まで 101以上	9 10	1	10	1	10
共用栓		基本	5	0.8	5	4	6	10	6	20	6	75
		超過	1	0.1	1	0.4	1	3	1	5	1	6.5
消火栓			消火演習1回10分毎に	3	消火演習1回10分毎に	20	消火演習1回10分毎に	60	消火演習1回10分毎に	60	消火演習1回10分毎に	60

〔メーター使用料〕

口径（㎜）＼適用年月	昭和21年4月	昭和21年11月	昭和23年6月	昭和23年10月	昭和24年3月
13	0.6円	2円	5円	5円	10円
16	0.9	3	8	8	15
20	1.2	4	12	12	20
25	1.5	5	15	15	30
30	2.0	7	20	20	50
40	2.4	8	25	25	100
50	7.5	25	75	75	150
75	12.0	40	120	120	200
100	15.0	50	150	150	250
150	22.0	75	225	225	500
200	30.0	100	300	300	600

（注） 昭和47年5月から口径別料金体系に変更（メーター使用料については昭和47年5月以降基本料金）。

（2） 水 道 料 金 変 遷 表

〔給水料金〕

昭和25年4月		昭和27年4月		昭和29年4月		昭和33年4月		昭和37年8月		昭和41年9月	
水　量	料　金	水　量	料　金	水　量	料　金	水　量	料　金	水　量	料　金	水　量	料　金
m^3	円	m^3	円	m^3	円	m^3	円	m^3	円	m^3	円
10	65	10	75	10	100	10	150	10	250	8	250
1	8	1	10	1	15	1	21	1	35	1	50
		20	150	20	200	20	300	20	500	20	700
		1	10	1	15	1	21	1	35	1	50
		100	800	100	1,000	100	1,500	100	2,500	100	3,500
		1	11	1	15	1	21	1	35	1	50
100	500	200	1,350	200	1,800	200	2,700	200	4,500	200	6,000
1	6	1	8	1	12	1	17	1	28	1	40
500	2,500	500	3,000	500	4,000	500	6,000	500	10,000	500	13,000
1	5.5	1	7	1	10	1	16	1	26	1	35
10	90	10	120	10	180	10	270	10	450		
1	10	1	15	1	20	1	31	1	52		
6	30	6	40	6	55	6	80	6	130	6	130
1	6.5	1	8	1	12	1	17	1	28	1	40
消火演習1回10分毎に	60	消火演習1回10分毎に	70	消火演習1回10分毎に	100	消火演習1回10分毎に	150	消火演習1回10分毎に	250	消火演習1回10分毎に	350

〔メーター使用料〕

昭和25年4月	昭和27年4月	昭和29年4月	昭和33年4月	昭和37年8月	昭和41年9月
10 円	15 円	20 円	20 円	30 円	40 円
15	20	25	25	37	
20	30	40	40	60	80
30	45	60	60	90	120
50	75	100	100	150	200
100	150	200	200	300	400
150	225	310	310	460	620
200	300	420	420	630	840
250	375	520	520	780	1,040
500	750	1,000	1,000	1,500	2,000
600	970	1,200	1,200	1,800	2,400

（注） 昭和47年5月から口径別料金体系に変更（メーター使用料については昭和47年5月以降基本料金）。

（2）水道料金変遷表

〔従量料金〕

種別及び用途＼適用年月			昭和47年5月		昭和50年8月		昭和52年4月		昭和56年4月		平成2年5月		平成6年5月		平成10年4月	
			水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
専用	一般用	口径25㎜以下	8 m^3まで	円 25	8 m^3まで	円 35	8 m^3まで	円 40	8 m^3まで	円 50	10 m^3まで	円 55	10 m^3まで	円 70	10 m^3まで	円 80
			30 m^3まで	55	20 m^3まで	70	20 m^3まで	85	20 m^3まで	110	20 m^3まで	130	20 m^3まで	165	20 m^3まで	185
			50 m^3まで	60	50 m^3まで	80	50 m^3まで	95	50 m^3まで	120	50 m^3まで	140	50 m^3まで	180	50 m^3まで	205
			51 m^3以上	65	100m^3まで	90	100m^3まで	105	100m^3まで	135	100m^3まで	160	100m^3まで	210	100m^3まで	240
					200m^3まで	95	200m^3まで	115	200m^3まで	145	200m^3まで	180	200m^3まで	240	200m^3まで	275
					201m^3以上	105	201m^3以上	125	201m^3以上	160	201m^3以上	200	201m^3以上	270	201m^3以上	310
		口径30㎜以上	50 m^3まで	60	50 m^3まで	80	50 m^3まで	95	50 m^3まで	120	50 m^3まで	140	50 m^3まで	180	50 m^3まで	205
			100m^3まで	65	100m^3まで	90	100m^3まで	105	100m^3まで	135	100m^3まで	160	100m^3まで	210	100m^3まで	240
			200m^3まで	70	200m^3まで	95	200m^3まで	115	200m^3まで	145	200m^3まで	180	200m^3まで	240	200m^3まで	275
			201m^3以上	75	201m^3以上	105	201m^3以上	125	201m^3以上	160	201m^3以上	200	201m^3以上	270	201m^3以上	310
	公衆浴場用		200m^3まで	35	200m^3まで	50	200m^3まで	65	200m^3まで	80	200m^3まで	90	200m^3まで	110	200m^3まで	125
			201m^3以上	50	201m^3以上	70	201m^3以上	85	201m^3以上	110	201m^3以上	130	201m^3以上	165	201m^3以上	185
栓	プール用		500m^3まで	35	500m^3まで	50	500m^3まで	65	500m^3まで	80						
			501m^3以上	45	501m^3以上	70	501m^3以上	85	501m^3以上	110						
共用栓			1 m^3につき	25	1 m^3につき	36	1 m^3につき	40	1 m^3につき	50	1 m^3につき	55	1 m^3につき	70	1 m^3につき	80
消火栓			消火演習1回10分毎に	360	消火演習1回10分毎に	500	消火演習1回10分毎に	590	消火演習1回10分毎に	760	消火演習1回10分毎に	900	消火演習1回10分毎に	1,150	消火演習1回10分毎に	1,300

〔基本料金〕

口径（㎜）＼適用年月	昭和47年5月	昭和50年8月	昭和52年4月	昭和56年4月	平成2年5月	平成6年5月	平成10年4月
13	170 円	240 円	280 円	350 円	450 円	530 円	580 円
20	250	380	460	630	870	1,100	1,250
25	320	500	600	870	1,300	1,650	1,900
30	440	680	820	1,250	1,800	2,400	2,800
40	740	1,100	1,380	2,170	3,300	4,500	5,300
50	1,500	2,900	3,400	4,900	7,100	9,500	11,200
75	3,300	5,500	6,500	10,300	15,800	21,000	24,600
100	6,000	9,800	11,000	19,000	30,000	41,000	48,000
150	15,800	25,000	30,000	50,000	80,000	110,000	130,000
200	31,000	50,000	60,000	100,000	160,000	220,000	260,000

平均改定率	－	38.7 %	18.8 %	28.1 %	18.6 %	27.7 %	13.6 %

（注） 平成元年4月～平成9年3月の料金は，上記の基本料金と従量料金の合計額に103／100を乗じて得た額，平成9年4月～平成26年3月の料金は，合計額に105／100を乗じて得た額，平成26年4月～令和元年9月の料金は，合計額に108／100を乗じて得た額，令和元年10月以降の料金は，合計額に110／100を乗じて得た額である。

(3) 水道加入金変遷表

（単位：円）

適用年月 / 口径(mm)	昭和46年6月	昭和49年8月	昭和50年8月	昭和56年4月	平成2年5月	平成6年5月	平成10年4月
13	20,000	35,000	44,000	54,000	66,000 (49,000)	87,000	98,000
20	40,000	65,000	83,000	102,000	124,000 (98,000)	162,000	183,000
25	70,000	150,000	205,000	251,000	308,000 (195,000)	401,000	455,000
30	110,000	230,000	320,000	390,000	480,000	620,000	700,000
40	220,000	470,000	640,000	780,000	960,000	1,240,000	1,410,000
50	360,000	800,000	1,100,000	1,350,000	1,640,000	2,140,000	2,420,000
75	1,000,000	2,100,000	3,000,000	3,700,000	4,500,000	5,800,000	6,500,000
100	2,000,000	4,300,000	6,000,000	7,400,000	9,100,000	11,800,000	13,300,000
150	5,000,000	11,000,000	17,000,000	21,000,000	26,000,000	34,000,000	38,000,000
200	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額
平均改定率	－	88.6 %	38.7 %	22.9 %	20.8 %	29.0 %	12.9 %

(注) 1 給水装置を新設し，または改造(給水管の口径を増す場合)する者から徴収する。
2 改造の場合は，新口径と旧口径に応ずる加入金の差額とする。
3 同一口径で位置を変更する場合は，加入金を徴収しない。
4 (　)内の金額は，秋保地区簡易水道のみ。
5 平成元年4月～平成9年3月の水道加入金の額は，上記の金額に103／100を乗じて得た額，
平成9年4月～平成26年3月の水道加入金の額は，上記の金額に105／100を乗じて得た額，
平成26年4月～令和元年9月の水道加入金の額は，上記の金額に108／100を乗じて得た額，
令和元年10月以降の水道加入金の額は，上記の金額に110／100を乗じて得た額である。

（4） 開発負担金変遷表

（単位：円）

区分＼適用年月			昭和50年8月	昭和56年4月	平成2年5月	平成6年5月
種別	適用対象	適用基準				
建築物に係る開発負担金	計画一日最大給水量が５㎥以上の建築物	計画一日最大給水量１㎥当たり右記の単価を乗じて得た額	62,000	80,000	100,000	100,000
		延べ面積 800㎡以上の建築物について１㎡当たり右記の単価を乗じて得た額を加算	33	44	60	－
宅地に係る開発負担金	造成面積3,000㎡以上の宅地	造成面積１㎡当たり右記の単価を乗じて得た額	240	300	410	410

平均改定率	－	28.6 ％	25.9 ％	－

（注）１ 市の給水を受けることとなる一定規模以上の建物の建築（給水管の口径を増す増築及び改築を含む。）または宅地の造成をする者から徴収する。

２ 平成元年4月～平成9年3月の開発負担金の額は，上記の金額に103／100を乗じて得た額，平成9年4月～平成26年3月の開発負担金の額は，上記の金額に105／100を乗じて得た額，平成26年4月～令和元年9月の開発負担金の額は，上記の金額に108／100を乗じて得た額，令和元年10月以降の開発負担金の額は，上記の金額に110／100を乗じて得た額である。

(5) ダムの概要

ア　大倉ダム

目　　的	概　　要	
1　洪水調節 大倉ダムにおいて計画高水流量毎秒1,200m³のうち毎秒800m³の洪水調節を行い，下流広瀬橋地点の計画高水流量毎秒2,500m³を毎秒1,800m³に低減させる。 2　かんがい 大倉川及び広瀬川沿岸4,029ヘクタールの農地にかんがい用水を供給する。 3　水道用水供給 仙台市　一日最大 4月21日～9月10日　105,000m³ 9月11日～4月20日　90,000m³ 塩竈市　一日最大　30,000m³ 4　工業用水 仙台及び塩竈地区に対し，一日最大100,000m³の工業用水を供給する。 5　発　　電 大倉発電所において最大5,200kWの発電をする。	ダム型式	ダブルアーチ式 コンクリートダム
	堤高	82.00 m
	堤頂長	323.00 m
	堤頂幅	5.00 m～ 22.00 m
	堤体積	226,000 m³
	堤頂標高	E・L　272.00 m
	地質	第三紀層凝灰岩 一部安山岩
	集水面積	88.50 km²
	湛水面積	1.6 km²
	計画満水位	E・L　270.60 m
	常時満水位	E・L　270.60 m
	制限水位	E・L　263.35 m
	最低水位(堆砂面)	E・L　240.65 m
	利水容量	25,000,000 m³
	総貯水容量	28,000,000 m³
	有効貯水容量	25,000,000 m³
	洪水調節容量	10,000,000 m³

6　位　　置　名取川水系広瀬川筋大倉川
　　右　岸　　宮城県仙台市青葉区大倉
　　左　岸　　〃
7　総事業費　2,762百万円
8　工　　期　着　工　昭和33年度
　　完　成　昭和36年度
9　管理主体　宮城県

イ　釜房ダム

目　　的	概　　要	
1　洪水調節 釜房ダム地点における計画高水流量毎秒1,650m³のうち毎秒800m³を調節して，下流名取橋地点の基本高水流量毎秒3,200m³を毎秒2,400m³に低減させる。 2　かんがい 名取川沿岸の約3,600ヘクタールの農地に対するかんがい用水の補給を行う。 3　水道用水供給 仙台市　一日最大 7月1日～8月31日　220,100m³ 9月1日～6月30日　213,400m³ 川崎町　一日最大　3,900m³ 4　工業用水供給 仙塩工業地帯に対し，一日最大100,000m³の工業用水を供給する。 5　発　　電 釜房発電所において最大出力1,200kWの発電をする。	ダム型式	重力式 コンクリートダム
	堤高	45.50 m
	堤頂長	177.00 m
	堤頂幅	7.50 m
	堤体積	100,000 m³
	堤頂標高	E・L　152.50 m
	地質	石英安山岩
	集水面積	195.25 km²
	湛水面積	3.90 km²
	計画満水位	E・L　150.60 m
	常時満水位	E・L　149.80 m
	制限水位	E・L　143.80 m
	最低水位(堆砂面)	E・L　133.00 m
	利水容量	36,400,000 m³
	総貯水容量	45,300,000 m³
	有効貯水容量	39,300,000 m³
	洪水調節容量	21,000,000 m³

6　位　　置　名取川水系碁石川
右　岸　宮城県柴田郡川崎町大字支倉字鍛冶屋地先
左　岸　〃　大字小野字大平山地先
7　総事業費　8,720百万円
8　工　　期　着　工　昭和41年度
完　成　昭和45年度
9　管理主体　国土交通省

ウ　七北田ダム

目　　的	概　　要	
1　洪水調節 　ダム地点の計画高水流量毎秒430m³のうち毎秒390m³の洪水調節を行い，下流沿岸の仙台市及び多賀城市の水害を防除する。 2　流水の正常な機能の維持 　ダム地点下流の七北田川沿岸の既得用水の補給を行うなど，流水の正常な機能の維持と増進を図る。 3　水道用水供給 　仙台市　一日最大　55,000m³ 　塩竈市　一日最大　13,000m³	ダム型式	中央コア型 ロックフィルダム
	堤高	74.00 m
	堤頂長	420.00 m
	堤頂幅	10.00 m
	堤体積	2,755,000 m³
	堤頂標高	E・L　253.00 m
	地質	凝灰角礫岩ほか
	集水面積	20.00 km²
	湛水面積	0.50 km²
	計画満水位	E・L　249.00 m
	常時満水位	E・L　243.00 m
	制限水位	E・L　238.00 m
	最低水位(堆砂面)	E・L　218.00 m
	利水容量	5,800,000 m³
	総貯水容量	9,200,000 m³
	有効貯水容量	8,500,000 m³
	洪水調節容量	4,500,000 m³

4　位　　置　七北田川水系七北田川
　　右　岸　　宮城県仙台市泉区福岡字モッペイ
　　左　岸　　〃　　福岡字蒜但木向
5　総事業費　31,646百万円
6　工　　期　着　工　昭和49年度
　　完　成　昭和59年度
7　管理主体　宮城県

エ　宮床ダム

目　　的	概　　要	
1　洪水調節 　ダム地点の計画高水流量毎秒290m³のうち毎秒230m³の洪水調節を行い，下流63km²に及ぶ洪水による被害の軽減を図る。 2　流水の正常な機能の維持 　ダム地点下流の宮床川及び竹林川沿岸のかんがい用水の補給を行うなど，流水の正常な機能の維持と増進を図る。 3　水道用水供給 　仙台市　一日最大　10,000m³	ダム型式	重力式 コンクリートダム
	堤高	48.00 m
	堤頂長	256.00 m
	堤頂幅	5.00 m
	堤体積	280,000 m³
	堤頂標高	E・L　108.00 m
	地質	細粒砂岩・輝石安山岩
	集水面積	10.80 km²
	湛水面積	0.43 km²
	サーチャージ水位	E・L　104.00 m
	常時満水位	E・L　98.00 m
	最低水位(堆砂面)	E・L　79.50 m
	利水容量	3,000,000 m³
	総貯水容量	5,400,000 m³
	有効貯水容量	5,000,000 m³
	洪水調節容量	2,000,000 m³

4　位　　置　鳴瀬川水系吉田川右支宮床川
　　右　岸　　宮城県黒川郡大和町宮床字萩ヶ倉１地先
　　左　岸　　〃　　字笹倉195-3地先
5　総事業費　26,492百万円
6　工　　期　着　工　昭和57年度
　　完　成　平成11年度
7　管理主体　宮城県

オ　七ヶ宿ダム

目　　的	概　　要	
1　洪水調節 七ヶ宿ダム地点における計画高水流量毎秒1,750m³のうち毎秒1,500m³の洪水調節を行う。 2　かんがい 阿武隈川及び白石川沿岸の約2,800ヘクタールの農地に対するかんがい用水の補給を行う。 3　水道用水供給 仙南・仙塩広域水道　一日最大　595,000m³ 七ヶ宿町　一日最大　900m³	ダム型式	中央コア型 ロックフィルダム
	堤高	90.00 m
	堤頂長	565.00 m
	堤頂幅	12.00 m
	堤体積	約5,100,100m³(ﾌｨﾙ部) 約　170,000m³(洪水吐ｺﾝｸﾘｰﾄ部)
	堤頂標高	E・L　308.00 m
	地質	凝灰岩類　石英安山岩
	集水面積	236.60 km²
	湛水面積	4.10 km²
	サーチャージ水位	E・L　303.00 m
	常時満水位	E・L　293.50 m
	制限水位	E・L　293.50 m
	最低水位	E・L　261.50 m
	利水容量	64,500,000 m³
	総貯水容量	109,000,000 m³
	有効貯水容量	99,500,000 m³
	洪水調節容量	35,000,000 m³

4　位　　置　阿武隈川水系白石川
　　右　岸　　宮城県刈田郡七ヶ宿町字橋場
　　左　岸　　〃　　字切通
5　総事業費　126,000百万円
6　工　　期　着　工　昭和51年度
　　完　成　平成3年度
7　管理主体　国土交通省

（6） 仙南・仙塩広域水道用水供給事業の概要

本事業は，宮城県が事業主体であり，七ヶ宿ダムを水源として，仙南･仙塩地域の17市町に対して水道用水を供給するものである。

昭和52年から建設工事に着手し，平成2年度には一部給水を開始している。また，平成5年度には第２期工事が完成し，ダム取水系の計画給水量である一日最大279,000ｍ^3の給水が可能となった。

ア　経　　過

（昭和）

50．12．　1　七ヶ宿ダム関連広域水道問題調査会設置
51．　3．31　七ヶ宿ダム関連広域水道問題調査会報告書作成
51．　6．25　仙南・仙塩広域水道用水供給事業実施に関する覚書（財政負担）調印
51．　7．12　宮城県議会で，公営企業の設置等に関する条例改正案可決され県営による広域水道用水供給事業を決定
51．　8．20　仙南・仙塩広域水道用水供給事業実施に関する協定書（供給方式の基本事項）調印
51．　8．20　宮城県仙南・仙塩広域水道協議会設置
51．10．12　宮城県広域水道運営調査会設置
51．12．15　七ヶ宿ダムの建設に関する基本計画告示（建設省告示第1604号）
52．　3．　2　仙南・仙塩広域水道の年度別需給水量に関する覚書調印
52．　3．30　水道事業（用水供給事業）経営の厚生省認可
52．　8．　1　宮城県仙南・仙塩広域水道建設事務所設置
53．　5．27　七ヶ宿ダムの建設に関する基本計画の変更について告示（建設省告示第995号）
54．12．26　仙台市と川崎町の間における水利権と受水量の振替に関する覚書調印
55．　1．31　仙南・仙塩広域水道用水供給事業実施に関する覚書等の変更に関する覚書調印
55．　1．31　七ヶ宿ダム水源地域整備事業の経費負担に関する協定書調印
55．　8．27　七ヶ宿ダム建設に伴う一般補償に関する協定書調印
55．　9．　4　七ヶ宿ダム建設に伴う協力金に関する覚書調印
56．　2．16　広域水道に関する送配水管等の共同工事の施行に関する協定について調印
58．　3．30　七ヶ宿ダムの建設に関する基本計画の変更について告示（建設省告示第863号）
58．11．　1　七ヶ宿ダム起工式
60．　3．　－　仙南・仙塩広域水道事業の目標年次，工期等の見直し
60．10．12　七ヶ宿ダム定礎式
63．　8．29　仙南・仙塩広域水道用水供給事業実施に関する覚書等の変更に関する覚書（年度別需給水量等）調印
63．　9．14　七ヶ宿ダム提体盛立完了式

（平成）

元．　8．　5　仙南・仙塩広域水道用水の供給に関する覚書（県一般会計からの繰出及び料金算定期間等）調印
元．11．18　仙南・仙塩広域水道用水供給事業実施に関する覚書の第９項の実施に関する協定書調印

2. 2. 28 仙南・仙塩広域水道用水供給事業に関する流量計等の維持管理に関する基本協定書調印
2. 3. 14 仙南・仙塩広域水道用水供給事業経営変更認可（厚生省生衛第167号）
2. 4. 1 仙南・仙塩広域水道用水供給事業一部給水開始
水道用水供給事業に係る料金（円／㎥　税抜）
基本料金 ： 645円　　使用料金 ： 32円
3. 10. 22 七ヶ宿ダム竣工式
4. 3. 19 「仙南・仙塩広域水道の緊急時における受水市町相互応援給水に関する協定」締結
5. 3. 16 仙南・仙塩広域水道の年度別需給水量に関する覚書の変更に関する覚書調印
6. 4. 1 水道用水供給事業に係る料金（円／㎥　税抜）改定
基本料金 ： 1,032円　　使用料金 ： 53円
11. 3. 30 仙南・仙塩広域水道の年度別需給水量に関する覚書の変更に関する覚書調印
12. 1. 31 仙南・仙塩広域水道用水の供給に関する覚書（県一般会計からの繰出及び料金算定期間等）調印
13. 4. 1 水道用水供給事業に係る料金（円／㎥　税抜）改定
基本料金 ： 1,158円　　使用料金 ： 59円
17. 1. 26 仙南・仙塩広域水道の年度別需給水量に関する覚書の変更に関する覚書調印
17. 3. 31 仙南・仙塩広域水道用水の供給に関する覚書の変更に関する覚書調印
17. 6. 2 仙南・仙塩広域水道の年度別需給水量に関する覚書の変更に関する覚書調印
18. 3. 15 仙南・仙塩広域水道の年度別需給水量に関する覚書の変更に関する覚書調印
18. 4. 1 水道用水供給事業に係る料金（円／㎥　税抜）改定
基本料金 ： 1,199円　　使用料金 ： 65円
21. 3. 19 仙南・仙塩広域水道の年度別需給水量に関する覚書の変更に関する覚書調印
21. 7. 13 仙南・仙塩広域水道用水の供給に関する覚書（県一般会計からの繰出及び料金算定期間等）調印
22. 4. 1 水道用水供給事業に係る料金（円／㎥　税抜）改定
基本料金 ： 1,156円　　使用料金 ： 60円
26. 8. 18 仙南・仙塩広域水道用水の供給に関する覚書（年度別需給水量，料金算定期間及び県一般会計からの繰出等）調印
27. 4. 1 水道用水供給事業に係る料金（円／㎥　税抜）改定
基本料金 ： 1,050円　　使用料金 ： 54円
30. 10. 17 仙南・仙塩広域水道の芋沢受水非常用送水施設整備事業の実施に関する協定書・運用等に関する覚書を締結

（令和）

元. 8. 2 仙南・仙塩広域水道用水の供給に関する覚書（年度別需給水量，基本料金の在り方について，料金算定期間及び県一般会計からの繰出等）調印
2. 4. 1 水道用水供給事業に係る料金（円/㎥　税抜）改定
基本料金 ： 817円　　使用料金 ： 42円
4. 4. 1 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）開始
5. 8. 10 仙南・仙塩広域水道用水の供給に関する覚書（年度別需給水量，基本料金及び料金負担の在り方について，料金算定期間及び県一般会計からの繰出等）調印

6.　4.　1　水道用水供給事業に係る料金（円/㎥　税抜）改定

基本料金 ： 799円　　使用料金 ： 41円

イ　基　本　計　画

1　水　　源

七ヶ宿ダム

2　給水対象市町

仙南地域　３市６町　　仙塩地域　５市３町

3　計画取水量

595,000 ㎥／日

ダム直接取水　300,000 ㎥／日

河道取水　　295,000 ㎥／日（事業休止中）

4　計画給水量

553,300 ㎥／日

ダム直接取水　279,000 ㎥／日

河道取水　　274,300 ㎥／日（事業休止中）

5　計画目標年次

未定

6　一部給水開始

平成2年4月1日

7　工　　期

昭和52年度～未定

8　事　業　費

3,109億円（うちダム負担金604億円）

9　財　　源

起　債	212,865	百万円
国庫補助金	66,404	〃
出資金	31,427	〃
その他	224	〃